

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 地籍調査の成果について認証した件四件 四六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 四六
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 四七

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 四七
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 四八
- 落札者を決定した件 四九
- 福島県警察本部 四〇
- 一般競争入札を行う件 四〇

## 告 示

### 福島県告示第五百三十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十七年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称  
福島市
- 二 成果の名称  
福島市大波の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

### 福島県告示第五百三十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町

の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十七年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称  
南郷村
- 二 成果の名称  
南郷村大字和泉田の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

### 福島県告示第五百三十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十七年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称  
南会津町
- 二 成果の名称  
南会津町針生の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

### 福島県告示第五百三十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十七年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称  
会津若松市
- 二 成果の名称  
会津若松市花春町の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

### 福島県告示第五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
白河市田島弓内二の一、一九、二一の三八、旗宿西山七一から七三まで、飛一〇二の

三、茂ヶ崎裏二〇の二、二二、二三、二四の二、二五、関辺本沢七の三、不動山一一の一、一一の二、表郷中野字天王山五〇から五五まで、六四、表郷金山字蒔ノ内三五、三六の一から三六の五まで、三七、五三から五七まで、五八の一、五八の二、五九から六一まで、六二の一から六二の六まで、六三の一から六三の四まで、六四の一、六四の二、六五から七〇まで、七一の一から七一の四まで、七二の一から七二の四まで、七三の一から七三の四まで、七四の一から七四の六まで、七五の一から七五の四まで、七六の一から七六の五まで、七七の一から七七の五まで、七八の一、七八の二、七九から八五まで、八七から九八まで、一〇九から一一二まで、一一七、一一八、字梨木沢一、五から七まで、九の一、九の二、一〇、字前山二、一一の二、一二の二、一三、一四、二一、二二の二、二三、二四、字小屋ノ沢一から七まで、九から二二まで、字釜場四、五、字巖平一の二、四の一、四の二、字鍋沢一から七まで、字御判塚四、字田ノ入九の一、一一の一、一二の二、一三の一、大信隈戸字瀧ノ沢五

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- (一) 弓内二一の一九、二一の三八、本沢七の三、不動山一一の一(次の図に示す部分に限る。)、一一の二、字天王山五〇(次の図に示す部分に限る。)、五一から五四まで、五五・六四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字蒔ノ内三五、三六の一から三六の五まで、五七、五八の一、五八の二、六一、六二の一から六二の六まで、六三の一から六三の四まで、六四の一、六四の二、七一の一から七一の四まで、七二の一から七二の四まで、七三の一から七三の四まで、七四の一から七四の六まで、七五の一から七五の四まで、七六の一から七六の五まで、七七の一から七七の五まで、七八の一、七八の二、九四から九七まで、一〇九から一一二まで、字前山二、字小屋ノ沢九から一二まで、一五、一六、一八、一九、二一、二二、字鍋沢一、七、字御判塚四、字田ノ入九の一、一一の一、一二の二、一三の二、字瀧ノ沢五
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第五百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十七年七月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 郡山市
  - 二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業(郡山市流域関連公共下水道)
  - 三 事業認可の年月日 昭和五十二年七月二十二日
  - 四 事業施行期間 昭和五十二年七月二十二日から平成三十二年三月三十一日まで
  - 五 事業地 取用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし
- (下水道課)

福島県告示第五百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十七年七月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 郡山市
  - 二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業(郡山市公共下水道)
  - 三 事業認可の年月日 昭和三十三年四月一日
  - 四 事業施行期間 昭和三十三年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
  - 五 事業地 取用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし
- (下水道課)

公 告

公告第百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年七月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年六月二十九日
- 二 名称 特定非営利活動法人がんぴアネットふくしま
- 三 代表者の氏名

鈴木 牧子  
 主たる事務所の所在地  
 福島県福島市飯坂町湯野字禿道十九番地の二  
 五 定款に記載された目的  
 この法人は、がん患者とその家族及びがん患者会、がんに関連する団体、その他賛同する方々が協働し、がん患者とその家族のみならず、広く県民に対して、がん医療の向上とがん検診の推進、がん患者とその家族に対する体験者による心に寄り添ったサポート、がんに関する正しい情報の収集と提供並びにがんに関する学習・研修、調査研究の事業などを行い、がんになっても安心して暮らしていける福島さらにはがんに負けない福島を実現していくことを目的とする。  
 (文化振興課)

**公告第六十七号**  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成二十七年七月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年六月三十日
- 二 名称  
特定非営利活動法人波動塾
- 三 代表者の氏名  
八百板 敬一
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県本宮市本宮字下町五十番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、市民に対して、波動に関する講習会等の事業を行い、愛と慈悲の心を養い、心の安定と、正しい判断力を身につけ、反省と感謝と瞑想により、それらの波動エネルギーを高め、市民の健康に寄与する事を目的とする。  
(文化振興課)

**公告第六十八号**  
 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
 平成二十七年七月十七日

登録番号	肥料の	肥料の	保証成分量 (%)	その他	氏名又	更新し た登録

福島県知事 内堀 雅 雄

(福島県)	種 類	名 称	フル カリ 分	〈溶 性苦 土	—	の規格	は名称	住所	の有効 期限
824	混合石 灰肥料	苦土入 り卵殻 エース (粒状)	40.0	5.0	—	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	富士見 工業株 式会社	静岡県 静岡市 駿河区 富士見 台一丁 田19番 47号	平成33 年7月 3日

(農業総合センター)

**公告第169号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年7月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
低バックグラウンド液体シンチレーションカウンタ 3式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年7月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社東栄科学産業 仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額  
62,856,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年5月19日

（入札用度課）

**福島県警察本部公告第75号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける銃砲刀剣類等管理システム用サーバ機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年7月17日

福島県警察本部長 石 田 勝 彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品の名称及び数量 銃砲刀剣類等管理システム用サーバ機器等 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
  - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 借入期間 平成28年3月1日から平成33年2月28日まで
  - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
  - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
  - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年8月4日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において、平成27年7月17日（金）から同年8月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び同年7月20日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布  
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
  - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
  - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
  - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、205円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
  - (1) 日時 平成27年8月27日（木）午後1時30分
  - (2) 場所 福島県庁本庁舎4階本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年8月26日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : A server machine and accessories for firearms and swords information control system 1set (including related costs concerning emplacement, installation and removal of the system, installing, setting, adjustment and transition of the system, system formulation, tests of the system, maintenance, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 27 August 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 26 August 2015
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)